

	文書分類	回 覧 処 分					
	M・5・ 1・8	会 長	副 会 長	副 会 長	事 務 局 長	係 長	係 員
月 日	保存種別						
	永 久						

# 第 25 期川崎町農業委員会

## 令和 5 年 12 月総会議事録

期 日 令和5年12月8日(金)

場 所 川崎町役場庁舎  
2階 入札室

令和5年12月8日開催、川崎町農業委員会総会を川崎町役場庁舎2F入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後13時30分

2、出席委員(11人)

1番 田所 義信		3番 藤川 航
	5番 松江 勇治	6番 宗吉 弘行
7番 星野 宗広	8番 中村 明	9番 大内田 峰夫
10番 原口 友博	11番 山下 理江	12番 原 健治
13番 横田 裕子		

3、欠席委員(2人)

2番 中島 隆
4番 西山 一郎

農地利用最適化推進委員(名)


4、本会事務局 係長 三浦 竜治

5、事務局係長開会あいさつ

議事日程

議事録署名委員の決定

議事録署名委員の氏名 ●●番 ●● 、 ●●番 ●●

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案債2号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他

事務局係長

定刻となりましたので、ただいまから令和5年12月の農業委員会総会を開催いたします。本日は、事務局長の中村が議会对応で欠席のため、わたくしのほうで進行させていただきます。田所会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

ありがとうございました。

本日は欠席の連絡が、●●委員さんと●●委員さん2名から入っています。本日の農業委員13名中11名の出席で定数に達していますので、総会は成立しています。また推進委員は6名中6名の出席であります。

これより議事を行いたいと思います。議長は会議規則第4条の規定により議事進行を会長をお願いしたいと思います。田所会長お願いいたします。

議長

はい、議事に入ります。

議事日程、議事録署名委員の決定について議題といたします。議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。(異議なし)

異議なしと認め、議事録署名委員は、5番●●委員、6番●●委員お願いいたします。

議事に入ります。それでは議案第1号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について事務局説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号、1、申請人、譲受人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、年齢、64、家族構成、人員、3、農主、1、農従はありません。耕作面積、自作地、207㎡、貸付地6,606㎡、合計6,813㎡となっております。農機具の状況は、トラクター、噴霧器、刈払機です。

譲渡人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、年齢、75、家族構成、人員、1、農主農従はありません。耕作面積、自作地ありません。貸付地が1,437㎡で合計1,437㎡です。農機具の状況はありません。

土地の所在については、大字、田原、字、嶋の本、地番、●●番、地目、田、地積が1,437㎡、通作時間、徒歩3分、申請理由は贈与です。

この議案は、前回11月の総会で報告しました●●さんの田んぼを●●さんが(利用権設定で)つくられていたんですが、作り手が亡くなられたため、合意解約をした土地を●●さんに譲るということになったことでの、3条申請になってます。

11月27日に、●●委員さんと、●●委員とで現地確認に行ってきました。2ページに位置図、3ページに航空写真をつけています。よろしくをお願いします。

議長

ただいま事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委員に補足説明をお願いいたします。

●●委員

はい。先日、●●委員と事務局とで、現地確認に行きました。場

議長

所は、荒木小児科の裏あたり、今現在、農地としてきちんと使われておりますので、特に問題ないかと思われま。以上です。

●●委員  
事務局係長

はい。事務局説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

●●委員  
議長  
事務局係長

はい。●●さんと●●さんの関係はどういう関係でしょう。  
(農地を)ただ譲りたいというだけで(親戚等の)関係は別になりです。

●●委員

譲るんじゃないで贈与やろ。どう関係ですか。

議長

●●さんと●●さんの続柄は調べてないの。

●●委員

そこらまでは調べていません。

●●委員

あそこは、私が今、田んぼをつくるころの横の、●●さんところの横に道があるんですけど、そこは確か贈与じゃないで売買になっとったと思うんですけど、私の記憶ですけど。

●●委員

売買という話を聞いたわけですか。

事務局係長

農業委員会にかかったんですよ前回。

●●委員

それは大分前。

事務局係長

それは売買で上がるとるんやけど、今回贈与で上がってる(申請されてる)から。

●●委員

無償で譲り渡すということだったんで贈与かなと。

事務局係長

それは間違いないかね。

●●委員

はい。

議長

裏で何ぼかわたしたりとか。

●●委員

いや無償という話を聞いてますので、はい。

議長

●●さんの土地は、もうこれで全てなくなるということです。

●●委員

そこだけちょっと再度確認したほうがいいばい。

●●委員

事務局のほう確認お願いします。

●●委員

ほかにいいですか。

議長

今の贈与と売買では、税金とかが変わってくる(のですか)。

●●委員

贈与はただで渡す。

議長

ああ、贈与税は掛かるんね。

●●委員

もらったり買ったりしたら税金は掛かる。(贈与は)ただ金が動かんというだけ。

●●委員

(いろいろ)聞いておかなきゃ駄目、初めて(経験)するきね、よろしいですか。ほかにないですか。(質疑なし)

議長

ではございませんのでお諮りいたします。

事務局係長

議案1号番号1について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。(賛成多数)

はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第1号番号1、農地法第3条の規定による許可申請については原案どおり承認といたします。

続きまして、議案第1号番号2、農地法第3条による許可申請について、事務局説明をお願いいたします。

はい。議案第1号、農地法3条の規定による許可申請について、番号、2、申請人、譲受人、住所、川崎町大字川崎●●番地

の●●、氏名、●●、年齢、69、家族構成、人員、8、農主、1、農従いません、耕作面積、自作地、56㎡だけで合計56㎡。農機具の状況は、トラクターです。

譲渡人、住所、川崎町大字川崎●●番地、氏名、●●、年齢、71、家族構成、4、農主、1、農従はありません。

耕作面積、自作地が4,840㎡、合計4,840㎡です。農機具の状況は、トラクター、噴霧器、刈払機です。

土地の所在、大字、川崎、字、上無田々ほか、地番、●●番●●ほか、合計2筆、地目が田、地積が559㎡ほか、合計578㎡です。通作時間、譲受人の自宅前です。申請理由は、これも贈与です。

この議案は、●●氏の農地の一部を、弟の●●氏に贈与するということです。

11月29日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。5ページに位置図、6ページに航空写真をつけています。よろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●●委員

はい、補足説明いたします。11月の29日に立会をしてまいりました。●●委員と行ってまいりました。

場所は東川崎の上組の古屋敷というところです。草等もきれいに刈ってあってですね、管理はしておりますので、特に問題はないというふうに思います。以上です。

議 長

はい、ただいま事務局及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。（質疑なし）

よろしいですか。ではないようですのでお諮りいたします。

議案第1号番号2について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。（賛成多数）

はいありがとうございます。賛成多数ですので、議案第1号番号2、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり承認といたします。

続きまして議案第1号、番号3、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いいたします。

事務局係長

はい。議案1号、農地法第3条の規定による許可申請について、番号、3、申請人、譲受人、住所、香春町大字中津原●●番地●●、氏名、●●、年齢、36、家族構成、人員、5、農主1、農従、1、耕作面積は持っていません。農機具の状況はトラクター、噴霧器、刈払機等をリース予定となっております。

譲渡人、住所、川崎町大字田原●●番地の●●、氏名、●●、年齢、92、家族構成、人員、1、農主農従ありません。耕作面積2,034㎡、合計2,034㎡です。農機具はありません。

土地の所在、大字、田原、字、板取ほか、地番、●●番●●ほか、合計2筆、地目、畑、地積、655㎡ほか合計976㎡です。通作時間は車で10分から15分です。申請理由は売買とな

ってます。

この議案は、●●氏の土地を売買で買って、●●氏がキュウリやトマトなどの野菜をつくりたいということになってます。

また、カボスが現地に植わってますが、そのままカボスのほうは育てるということでした。

11月27日に、●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。8ページに位置図、9ページに航空写真をつけています。よろしくをお願いします。

議 長

はい。事務局の説明が終わりました。現地確認に行った●●委員、補足説明をお願いいたします。

●●委員

はい。11月27日に、●●委員と事務局とで現地確認してまいりました。

場所は、大豊団地から中田原のほうに入るちょっと細い道を入ったところにありますけども、今現在、一部で若干草が生えてるところがあるんですが、そこをきれいに草を刈れば、畑としても問題なく使えるんじゃないかと思われます。以上です。

議 長

事務局及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いします。

●●委員

中津原からここまでというと、時間はどのぐらいかかるかね。

事務局係長

車で10分か15分ということでお聞きしてます。

●●委員

そりゃないやろ、中津原からなら30分かかかるやろ。

事務局係長

本人がそういうことやったもんで、そのまま記載してます。

●●委員

リースというのがちょっとね、引かかるんよね。大丈夫かね。

事務局係長

リースの予定は立ってるんですか。

●●委員

はい。一応、申請書類上は不備はありませんでした（ので受け付けました）。

事務局係長

リース業者は分かっちゃうかね。

●●委員

リース業者の名前は入ってません。一応リースの予定ということだけです。

議 長

（業者名は）載せとかなやない。

それと近くならわかるけど、せめて猪位金とかね、そういったところなら近いかね。

●●委員

中津原ちゃどのへんかね、香春は分かるけど。

（田川高校のあたりとの声あり）

ああ、あのへんか。

事務局係長

売買やから買うんよね、90歳の方から。もうそれでいいんじゃないですか。30代が新規でやるということやろ。農地を買うんやろ。

●●委員

そうです、畑を買いきたいということで、キュウリとかトマトを植えたいと（いうことです）。

事務局係長

キュウリ、トマトは、それをつくって売ってってということですか、目的はそれとも自分の自宅家庭菜園ということですか。

家庭菜園程度みたいな感じだったんですけども、そういう商売をしたいという感じじゃなくて、この人自体はもう仕事を持ってる

みたいで、奥さんのお父さんが香春のほうで農業されてるみたいで、そういうような感じで自分も覚えたいということで話をされてました。私が受けたニュアンスとしては、家庭菜園ぐらいの感じでした。

●●委員 まちがないですか、農地を荒らさないでちゃんとするっていうのが、そういう雰囲気があったんね。

●●委員 段差があって条件は良くはないですが、現状は畑になっています。例えば、一部野菜をつくっている形跡があります。今現在はですね。

●●委員 家の裏が下まで土手になってて、下に里道がある。あまり使える農地がない。

議長 実質●●番ぐらいしか使えんわね、上側の畑だけですよね。

●●委員 (農地として条件が悪いので) すぐに転売する目的じゃなかろうかというところは若干気になるわけですよ。

事務局係長 3年3作しなければいけないということを伝え営農計画を出していただくようにしています。

●●委員 道が狭いので、建物を建てるのに資材調達の車が通るのは難しいので、ほかに転用するっていうことは難しい。

議長 (売買する) 面積が広ければ、(転用の) 可能性も疑われるけど、ちょっと面積が狭いんでね、(転用の心配は) どうか。

事務局からありました3年3作をするという(営農計画の) 形のもを最終的に話して(提出して) もらうということですね。

●●委員 (申請許可後の) 現地確認をしてください。

事務局係長 分かりました。

議長 はい。お諮りします。

議案第1号番号3について承認する方、挙手をお願いします。

(賛成多数)

賛成多数ですので、議案第1号番号3は農地法第3条の許可申請について原案どおり承認といたします。3年3作の書類(計画)を事務局に提出してもらうということを附帯条件として付けておきます。

それでは議案第2号番号1、農地法第5条の規定による許可申請について事務局説明方お願いいたします。

事務局係長 はい。議案第2号、農地法5条第1項の規定による許可申請について、番号、1、譲受人、住所、川崎町大字池尻●●番地の●●、氏名、●●、譲渡人、住所、川崎町大字池尻●●番地の●●、氏名、●●、土地の所在、大字、池尻、字、溝添、地番、●●番●●、登記地目、田、地積、1,025㎡、申請理由は賃借権です。申請目的は駐車場ということで、この議案はですね、株式会社●●といいまして、三ヶ瀬に●●という●●屋さんがあるんですけども、そこの正式社名が株式会社●●ということです。会社が借りるということでしたので、会社での名前を挙げています。今のところの車置場が、現状、手狭になってきたため、そこに販売用の車を置きたいということでの申請になっています。

11月28日に●●委員と●●委員とで現地確認に行きました。11ページに位置図、12ページに航空写真、13ページに計画平面図をつけています。よろしくお願ひします。

議 長 はい、事務局の説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いします。

●●委員 11月の28日火曜日13時30分、現地を確認いたしました。見たところ何も問題がないと思います。以上です。

議 長 はい。事務局の説明及び●●委員の説明が終わりました。質疑のある方、挙手をお願いします。

●●委員 いいですか。今の田んぼにも奥にある車を入れるために宅地にするんでしょ。

議 長 それの許可（するかどうか）を今審議しています。

●●委員 それで許可されたら、3年とか5年とか（申請のとおり使用する期間指定）はありますか。というのは私が聞いた話で、田んぼ買ったら田んぼに水やって5年ぐらい置いて埋め立てるとか、そういうことはないかな。

議 長 農地法第5条の申請で、（許可が下りて）農地から雑種地とかいうものに変更した場合は、すぐに（駐車場等に）出来ますよね。

●●委員 （申請理由が）駐車場やけ、多分（すぐに駐車場に）なるよね。（売買ではなく賃借なので、賃借期間が終わったら農地に戻す必要があるかの声あり）

議 長 転用申請なので、許可が下りれば農地に戻す必要はないです。

●●委員 計画平面図によると50台入ることになってますが、（面積が）一反くらいでしょ、それが入るのかなと。

議 長 展示用ではないので、隙間なく詰めて置くようになっているので置けるとお思います。（今置いている県道沿いは）手狭になったので、そこに展示用を置いて、廃車した車を隙間なく引っ付けてそこ（今回の申請場所）に置きたいということです。

他に質疑などありませんか。（質疑なし）

それではないようですのでお諮りします。

議案第2号番号1、農地法第5条の第1項の規定による許可申請について、承認する方は挙手をお願いします。

（賛成多数）

はい、ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第2号番号1は、農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認とし、県へ進達いたします。

続きまして議案第2号番号2、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局説明方お願いします。

事務局係長 はい。議案第2号、農地法第5条1項の規定による許可申請について、番号、2、譲受人、住所、東京都千代田区飯田橋2丁目●●番●●号、氏名、●●株式会社、譲渡人、住所、大字池尻●●番地の●●ほか、氏名、●●ほか、合計6名、土地の所在、大字、池尻、字、免武ノ丁、地番●●番●●ほか、合計8筆、登記地目、田、地積が469㎡ほか、合計8,221㎡です。申請理由

は、30年間の賃貸借、申請目的、●●田川川崎店新築工事となっております。

この議案は、●●株式会社が、記載の土地を30年間借りて、●●田川川崎店の新築工事を行うものです。

11月28日に●●委員と●●委員とで現地確認に行ってきました。15ページに位置図、16ページに航空写真、17ページに計画平面図をつけています。よろしくをお願いします。

議長

はい。事務局説明が終わりました。現地確認した●●委員、補足説明をお願いいたします。

●●委員

はい、補足説明します。28日に集合して現地を一緒に確認いたしました。場所はですね、元床屋さんがあった建物だけ残った、あれを含んでると思いますけど、（歯医者さんの横の声あり）その手前に木があって、しばらく田んぼの中にありましたが、この頃木は切ってますが、そこは含まない範囲です。何らかの反対するところもないし、そんな感じです。

議長

はい。事務局の説明及び●●委員の補足説明が終わりました。質疑のある方、挙手をお願いします。

●●委員

（建設予定の店舗は）何屋さん。（薬局、横の●●と変わらない、店舗を建てて貸す「建て貸し」との声あり）

水の関係はちゃんとしてるのか。以前の案件で、大雨時も想定して排水対策を取らせた事例がある。

●●委員

大雨時も想定した排水対策は、地元でも再度確認します。

●●委員

調整池の設置を含めて残った農地に影響がないようにしてください。

議長

排水の件は地元でももう一度確認して、事務局も業者に確認してください。

議案第2号番号2、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成することについて挙手をお願いします。

（賛成多数）

はい、ありがとうございます。賛成多数ですので議案第2号番号2の農地法第5条第1項の規定による許可申請については原案どおり承認とし、福岡県農業会議への意見協議を提出したいと思います。その中で、会社側と事務局のほうで確認をして提出をお願いします。

それではその他何か事務局ありますか。

事務局係長

はい。2点ほどありまして、まず1点目がですね、7月のときに、業務必携をお渡ししたんですけども、（代金の）1490円を報酬より引き忘れてましたので、次回の報酬のときに引かせていただきたいと思います。

それから、来年の手帳が届いてますので、この手帳代も合わせて680円引かせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、手帳にはですね、住所、氏名、連絡先をきちんと書くようにお願いいたします。写真についても貼れるようになってま

すので、農業委員会の履歴書に貼った残りの写真があればそれを張っていただければと思います。

それから、2点目、総会資料と一緒にですね、来年の1月19日の農業委員会研修大会の案内を送らせていただいていたんですけども、御覧になってますでしょうか。一応こちらのほうはですね、全員参加でお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。また毎年この研修会の後にですね、新年会を催しますもので、こちらのほうも全員参加でお願いいたします。

それから一点ご相談ですが、マイクロバスのほうは確保しているんですけども、来年の運転士さんのほうが不確実なので、どなたか大型免許をお持ちの方がいれば、(マイクロバスの運転を)お願いしたいと思います。来年1月10日の総会までには、運転手が確保できるかどうかははっきりしますので、そのときに運転手が確保できなければ運転をお願いしたいので、どなたか運転免許の大型を持ってる方いらっしゃいますでしょうか。

●●委員  
事務局係長

はい、(他にも持ってる人はいると思うけど)持ってます。運転士が確保出来なかったら、(●●委員)運転をお願いしてもよろしいですか。

●●委員  
●●委員

はい、道は教えてください。毎年なのですが、(受付が)13時からですね、(出発が)もう10時から出て、昼食とってというパターンなんですけど、ちょっとそれはもうやめてもらって、11時半とか、そんな時間で出てもらえたらと思うんですけどね。(その時間設定は)仕事ができないので、天気が良かったら特に仕事をしたいので変えていただきたい、そういう要望です。

議 長

毎年言いますが、なかなか取り入れてくれないので、僕はそういった状況で、ほかの皆さんはどうかかわからないですが、聞いてもらえればと思います。

会議が昼からなので、途中で昼食をとってから行こうということですが、今回は宗像のほうですから時間的にどうか分かんけども、出発が10時は早過ぎるということでしょう。そしたら出発を10時半11時半にするか、どのぐらいの時間で到着するか。

(所要時間は1時間ちょっとの声あり)

そこんところは来月の総会までに調べておきましょう。

●●委員  
議 長  
●●委員

総会の開催は午前中に出来ませんか。

総会は午後1時半からということで、ずっとやってきてます。農地法第5条について、国会で議論されていて、農地を国が確保するために田んぼの集まったところでの5条を申請する場合は、ちょっと不可能な可能性が出てくる。残すべき農地を凶面に落としておいたほうが良い。残す農地の指示が国からあった時に、それができなかったら、5条申請をしようとする人に迷惑がかかると思うので、そこは把握しておいたほうが良いと思う。

議 長

農振地域みたいなものを設定して、5条申請が出来ないような形をとると、耕作条件のいいところは残して5条申請で転用するの

は駄目ですよとする。優良農地を確保するという形でね。  
農振協議会のほうで農振地域の見直しを今進めているので、その中でそういうものも含めたところで協議されていけばいいかなというふうに思っております。

優良農地の確保ということで、川崎町でも農振地域を見直そうという形で農振協議会のほうで入っていますので、そちらのほうで農振地域を見直してその農振地域に入ったら転用が出来ないような状況になってくるということがこれから先起きてくるかと思えます。まだ決定ではないですけど、そういう状況に今進んでおるとのことだけ、ひとつ認識していただきたいと思っております。

他にありませんか。（特になし）

ないようですので以上をもちまして本日の議題は全て終了いたしました。次回の総会は1月10日1時30分から開催いたしますので時間間違いのないようお願いいたします。

以上をもちまして、川崎町農業委員会12月総会を閉会いたします。どうもお疲れさんでございました。

閉会 14時30分

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

署名人

番委員

番委員

議 長